（公印省略）

交 推 協 第 ９ ０ 号
令 和 ５ 年 ３ 月 ２ ４ 日

各市町村交通安全推進(対策)協議会長
各　　振　　興　　局　　長　　殿
大分県交通安全推進協議会各委員

大分県交通安全推進協議会
幹 事 長　　首 藤　　圭

「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、今般、道路交通法が改正され、本年４月１日から、すべての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。
これに伴い、大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）も、法律と整合を図るため、下記のとおり所要の改正をしました。
つきましては、改正条例の趣旨をご理解いただくとともに、改正条例の周知にご協力をお願いします。

記

１　条例の主な改正点
(1)　乗車用ヘルメットの使用努力義務の対象を、「自転車通学生」から「すべての自転車利用者」に拡大
(2)　保護者の規定に、監護する未成年者が自転車を利用するとき、「乗車用ヘルメットを使用させるよう努める」旨の内容を追加
(3)　高齢者の家族等の規定に、高齢者への助言の内容として、「乗車用ヘルメットの使用」を明記

２　改正条文(条例第１２条)
（自転車利用時の安全上の措置）
第１項　自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを使用するよう努めるほか、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じ、反射材その他の交通事故を防止し、又はその被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第２項　学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。)の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメット、反射材その他の交通事故を防止し、又はその被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
第３項　保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを使用させるよう努めるほか、反射材その他の交通事故を防止し、又はその被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
第４項　高齢者の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、乗車

用ヘルメット、反射材その他の交通事故を防止し、又はその被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する助言を行うよう努めるものとする。

３　乗車用ヘルメットの規格について

法令では、乗車用ヘルメットの基準は示されていませんが、「交通の方法に関する教則」（令和５年４月１日施行）では、ＳＧマークなどの安全性を示すマークがついたものの使用が推奨されています。

４　参考事項

大分県警察本部で制作したチラシのデータを添付しますので、街頭活動等においてご活用ください。

事　務　局
大分県生活環境部生活環境企画課
交通安全推進班　担当：武内　亮二
TEL：097-506-3062　FAX：097-506-1741
E-Mail：takeuchi-ryoji@pref.oita.lg.jp